FP	２級	個人

2022年 ５月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

２級　個　人

資産相談業務

実施日① ◆	年	月	日
実施日② ◆	年	月	日
実施日③ ◆	年	月	日
試験時間 ◆ 90分			

★　注　意　★

1．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
3．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4．試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（１月・５月試験は前年10月1日、９月試験はその年の４月１日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8．その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。

▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

FP2級ドットコム

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設　例》

X社に勤務するAさん（49歳）は、妻Bさん（45歳）および長男Cさん（16歳）との３人暮らしである。Aさんは、高等専門学校を卒業して入社したX社を、2022年５月末日に退職し、６月からは、妻Bさんの父親がY市内で営む電気工事店（従業員２名）を引き継ぐ予定である。そのため、X社退職後に個人事業主となった場合における社会保険の取扱いや老後資金の準備について詳しく知りたいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

(1) Aさん（会社員）

生年月日：1973年３月28日

- 公的年金加入歴：下図のとおり（60歳までの見込みを含む）
- 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

20歳　　49歳　　60歳

厚生年金保険		国民年金
被保険者期間 120月 （平均標準報酬月額：28万円）	被保険者期間 230月 （平均標準報酬額：42万円）	保険料納付予定 129月

1993年４月　　2003年４月　　2022年６月

※ 1993年３月分の国民年金の保険料を納めておらず、未納期間となっている。

(2) 妻Bさん（専業主婦）

生年月日：1976年10月10日

短期大学卒業後からX社に勤務し、33歳で退職するまでは厚生年金保険に加入（被保険者期間は156月）していた。X社退職後は、第３号被保険者として国民年金に加入している。

(3) 長男Cさん（高校生）

生年月日：2005年７月7日

※ 妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

※ 家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんの退職後の国民年金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I.「Aさんは、X社を退職後、国民年金に第１号被保険者として加入することになります。国民年金法によると、国民年金に加入するには、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から、原則として14日以内に住所地の（　①　）にその旨を届け出なければなりません」

II.「Aさんは、個人事業主となった後、収入の減少等により国民年金の保険料を納めることが経済的に難しくなった場合、保険料の免除を申請することができます。免除された期間の保険料は追納することができますが、追納ができるのは、追納が承認された月の前（　②　）以内の免除期間の保険料です。なお、追納がない場合、その保険料免除期間は、所定の割合で老齢基礎年金の年金額に反映されます。仮に、Aさんが、保険料の４分の３免除を受け、残り４分の１の保険料を納付し、その期間に係る保険料の追納を行わなかった場合、その保険料免除期間の月数の（　③　）に相当する月数が、老齢基礎年金の年金額に反映されます」

〈語句群〉

イ．年金事務所長　ロ．都道府県知事　ハ．市町村長（特別区の区長を含む）
ニ．５年　ホ．７年　ヘ．10年　ト．４分の１　チ．２分の１　リ．８分の５
ヌ．４分の３

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問２》 Aさんが2022年５月末日付でX社を退職して、個人事業主となった場合に、原則として65歳から受給することができる老齢厚生年金の年金額（2021年度価額）を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①、③に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。また、空欄②に入る語句を、解答用紙の「される／されない」のいずれかから選び、適切なものを○で囲みなさい。計算にあたっては、《設例》の＜Aさんとその家族に関する資料＞および下記の＜資料＞を利用すること。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

1. 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）
   （　①　）円
2. 経過的加算額（円未満四捨五入）
   □□□円
3. 基本年金額（上記「１＋2」の額）
   □□□円
4. 加給年金額（解答用紙の「される／されない」のいずれかを〇で囲むこと）
   Aさんの場合、加給年金額は加算（　②　）。
5. 老齢厚生年金の年金額
   （　③　）円

＜資料＞

〇老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

ⅰ）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝ⓐ＋ⓑ

ⓐ 2003年３月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額}\times\frac{7.125}{1,000}\times\text{2003年３月以前の被保険者期間の月数}$$

ⓑ 2003年４月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額}\times\frac{5.481}{1,000}\times\text{2003年４月以後の被保険者期間の月数}$$

ⅱ）経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,628円×被保険者期間の月数

$$-780,900\text{円}\times\frac{\text{1961年４月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

ⅲ）加給年金額

390,500円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

《問３》 Mさんは、Aさんに対して、AさんがX社を退職して個人事業主となった場合における老後資金の準備についてアドバイスした。Mさんがアドバイスした次の記述①～④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「国民年金の定額保険料のほかに、月額400円の付加保険料を納付することを検討してみてはいかがでしょうか。仮に、付加保険料を100月納付し、65歳から老齢基礎年金を受給する場合、年額20,000円の付加年金を受給することができます」

② 「小規模企業共済制度への加入を検討してみてはいかがでしょうか。小規模企業共済制度は、個人事業主や会社等の役員が所定の要件を満たしていれば加入することができる退職金制度です。毎月の掛金は1,000円から７万円までの範囲内（500円単位）で選択することができ、その全額が所得控除の対象となります」

③ 「国民年金基金への加入を検討してみてはいかがでしょうか。国民年金基金の加入は口数制であり、現在49歳のAさんの場合、１口目は、20年間の保証期間のある終身年金A型と保証期間のない終身年金B型の２種類のなかから選択し、２口目以降は、２種類の終身年金と５種類の確定年金のなかから選択することができます」

④ 「仮に、Aさんが国民年金基金に加入した場合、国民年金の付加保険料を納付することはできませんが、小規模企業共済制度に加入することはできます。国民年金基金の掛金の拠出限度額は月額68,000円ですが、小規模企業共済制度にも加入した場合、その掛金と合わせて月額68,000円が上限となります」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（41歳）は、預貯金を1,000万円程度保有している。Aさんは、上場株式や投資信託を購入した経験がないが、老後の生活資金を準備するために長期的な資産形成を図りたいと思っており、投資先の１つとして、Aさんの地元の証券取引所にも上場しているX社株式への投資を検討している。また、投資経験の豊富な知人から、「まずはNISAのつみたて投資枠から始めてみるのもよいのではないか」とアドバイスされている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜X社株式の関連情報＞

・株価　　：2,400円
・発行済株式数：4,000万株
・決算期　　：2024年６月30日（木）（配当の権利が確定する決算期末）

＜X社の財務データ＞（単位：百万円）

	56　期	57　期
資産の部合計	300,000	305,000
負債の部合計	175,000	170,000
純資産の部合計	125,000	135,000
売　上　高	180,000	190,000
営業利益	14,000	15,000
経常利益	15,000	16,000
当期純利益	9,000	9,500
配当金総額	2,500	2,700

※ 純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

※ 《設例》および各問において、以下の名称を使用している。

・少額投資非課税制度に係る非課税口座を「NISA口座」という。
・NISA口座内に設定される特定非課税管理勘定を「成長投資枠」という。
・NISA口座内に設定される特定累積投資勘定を「つみたて投資枠」という。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問４》 Mさんは、Aさんに対して、日本の証券市場の全体像とその動向等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「国内で、株式の現物取引を行う金融商品取引所は、東京、新潟、名古屋、福岡の４つがあります。かつては、大阪にも株式の現物取引を行う『大阪証券取引所』がありましたが、『東京証券取引所』との経営統合後、先物市場の運営に特化し、その名称を『大阪取引所』に変更しています」

② 「東京証券取引所では、2022年４月から、従前の『市場第一部』『市場第二部』『マザーズ』『ジャスダック』の４つの市場区分が変更され、『プレミア』『メイン』『ネクスト』の３市場に再編されました」

③ 「東京証券取引所では、現在、９時から11時まで（前場）と12時30分から15時まで（後場）の２つの時間帯で立会内取引が行われていますが、2024年をめどに、後場の立会時間が30分延長される予定です」

④ 「上場企業が公表する決算短信は、投資を行う際の重要な判断材料となります。東京証券取引所規則では、上場企業の事業年度や四半期累計期間に係る決算内容が定まった場合、直ちにその内容を開示しなければならないとされています」

《問５》《設例》の＜X社株式の関連情報＞および＜X社の財務データ＞に基づいて算出される次の①、②を求めなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は、%表示の小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位までを解答すること。

① 57期におけるROE（自己資本は56期と57期の平均を用いる）

② 57期における配当性向

《問６》 Mさんは、Aさんに対して、NISAのつみたて投資枠について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「つみたて投資枠の年間の非課税投資枠は240万円です。また、生涯を通じて非課税で保有することのできる限度額は、成長投資枠とあわせて1,800万円です」

② 「つみたて投資枠に受け入れることができる商品は、所定の要件を満たす公募株式投資信託と上場投資信託（ETF）に限られています。したがって、Aさんが投資を検討しているX社株式をつみたて投資枠に受け入れることはできません」

③ 「つみたて投資枠を利用した買付けは、累積投資契約に基づく定期かつ継続的な買付けを行う方法に限られています。また、買い付けた年に使い切れなかった非課税投資枠をその翌年以降に繰り越すことはできません」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさんは、妻Bさんおよび長男Cさんとの３人家族である。Aさんは、ドラッグストアで購入した医薬品に係る費用について、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の適用を受けたいと思っている。なお、不動産所得の金額の前の「▲」は赤字であることを表している。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

・Aさん（62歳）　　：会社員
・妻Bさん（62歳）　：2023年中に、パートタイマーとして給与収入100万円と特別支給の老齢厚生年金35万円を得ている。
・長男Cさん（28歳）：2023年中に、アルバイトとして給与収入100万円を得ている。

＜Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与所得の金額：223万円
(2) 不動産所得の金額：▲120万円（白色申告）
　損失の金額120万円のうち、土地等の取得に係る負債の利子10万円を含む。
(3) 確定拠出年金の老齢給付の年金額：40万円
(4) 個人年金保険契約に基づく年金収入：100万円（必要経費は70万円）

＜妻Bさんの2023年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与所得の金額：45万円
(2) 特別支給の老齢厚生年金の年金額：35万円

※ 妻Bさんおよび長男Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》 Aさんの2023年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、土地等の取得に係る負債の利子10万円に相当する部分の金額は、他の所得の金額と損益通算することはできません」
② 「Aさんの場合、公的年金等の収入金額が60万円以下であるため、公的年金等に係る雑所得の金額は算出されません」
③ 「Aさんが所得税の確定申告をするときに、納税地の所轄税務署長に所得税の青色申告承認申請書を提出すれば、2023年分の所得金額から、純損失の繰越控除や青色申告特別控除の適用を受けることができます」

《問８》 Aさんの2023年分の所得金額について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は万円単位とすること。

① 総所得金額に算入される雑所得の金額
② 総所得金額

《問９》 Aさんの2023年分の所得税における所得控除に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「妻Bさんの合計所得金額は48万円以下であるため、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができます」
② 「長男Cさんの合計所得金額は48万円以下であるため、Aさんは、長男Cさんに係る扶養控除の適用を受けることができ、その控除額は38万円です」
③ 「Aさんがセルフメディケーション税制の適用を受けるためには、Aさん自身に加え、生計を一にする妻Bさんおよび長男Cさんが定期健康診断や予防接種などの一定の取組みを行っている必要があります」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

Ａさん（69歳）は、５年前に父親の相続によって甲土地（650㎡）を含む複数の土地を取得している。甲土地は、父親の代からアスファルト敷きの月極駐車場として賃貸しているが、収益性は高くない。

Ａさんは、先日、ハウスメーカーのX社から、「甲土地は、最寄駅から徒歩３分の好立地にあり、住宅需要が見込めるので、自己建設方式による賃貸マンションでの有効活用をお勧めします。弊社（X社）が、マスターリース契約（特定賃貸借契約）により、建築後のマンションを一括賃借したうえで、サブリース契約で第三者への賃貸・管理を行います。Ａさんにお支払いする賃料は保証します」との提案を受けた。

Ａさんは、甲土地の収益性を高めるために、X社の提案を検討することにした。

＜甲土地の概要＞

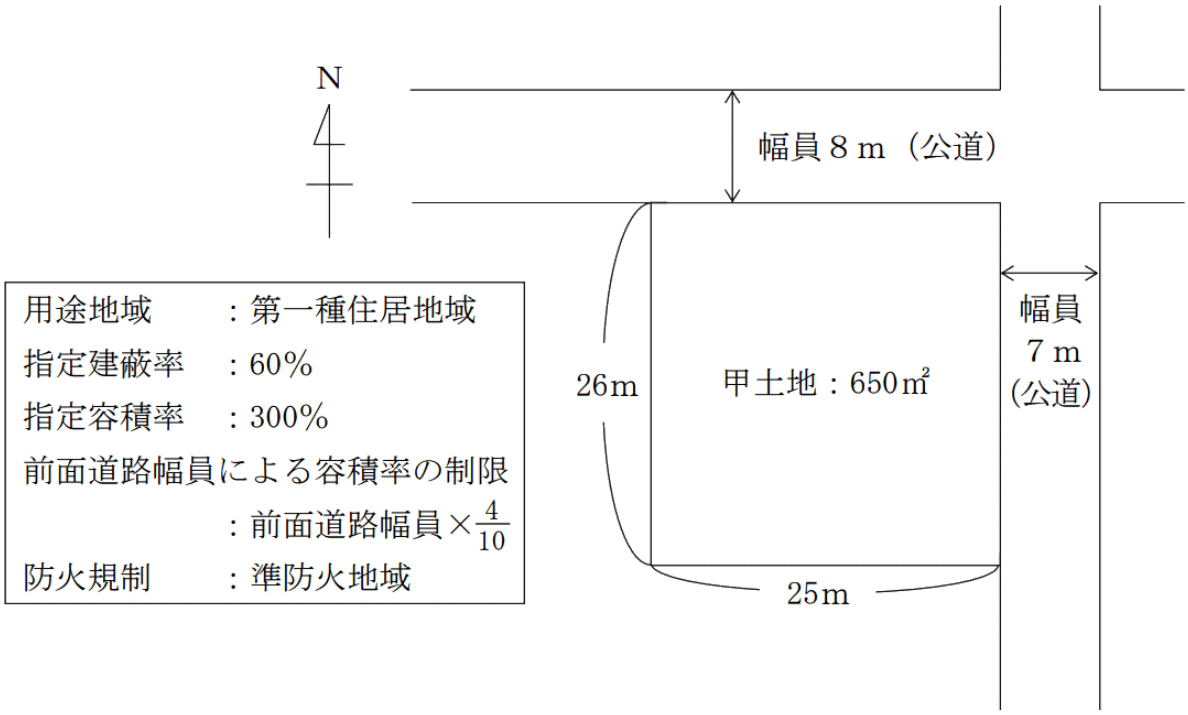

- 甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
- 指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 甲土地上に耐火建築物を建築する場合における次の①、②を求めなさい（計算過程の記載は不要）。

① 建蔽率の上限となる建築面積

② 容積率の上限となる延べ面積

《問11》 X社が提案する自己建設方式による賃貸マンション事業に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「マスターリース契約（特定賃貸借契約）において、賃料が保証されている場合、その契約が定期借家契約でない限り、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律や借地借家法に基づき、AさんがX社から経済事情等により賃料の減額請求を受けることはありません」

② 「Aさんが甲土地に賃貸マンションを建設した場合、相続税額の計算上、甲土地は貸家建付地として評価されます。仮に、甲土地の自用地価額を１億円、借地権割合を60％、借家権割合を30％、賃貸割合を100％とした場合の相続税評価額は、8,200万円です」

③ 「仮に、Aさんが金融機関から融資を受けて賃貸マンションを建設した場合、相続税の課税価格の計算上、Aさんの相続開始時における当該借入金残高は、債務控除の対象となります」

《問12》 賃貸マンションの事業計画とリスク対策に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「賃貸マンションの賃料収入を想定する際にはレンタブル比が重要です。一般に、賃貸マンションのグレードが高いほど、また規模が大きくなるほど、レンタブル比は低くなる傾向があり、レンタブル比が低いほど投資効率が高いことを示しています」

② 「借入金の返済には、元金均等返済と元利均等返済の２つの方法があり、元金均等返済の場合、毎年の支払利息は同額になります。そのため、賃貸マンションの所有者は毎年、不動産所得の金額の計算上、一定額の支払利息を必要経費に算入することができます」

③ 「賃貸マンションの地震リスクに備えるため、火災保険に地震保険を付帯することをお勧めします。地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の60～80％の範囲で設定することができます」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

非上場企業であるX株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であったAさんは、2024年４月に80歳で死亡した。Aさんが保有していたX社株式（発行済株式数の全部）は、後継者である長男Cさんが相続により取得する予定である。

Aさんの親族関係図等は、以下のとおりである。なお、二男Dさんは、Aさんの相続開始前に死亡している。

＜Aさんの親族関係図＞

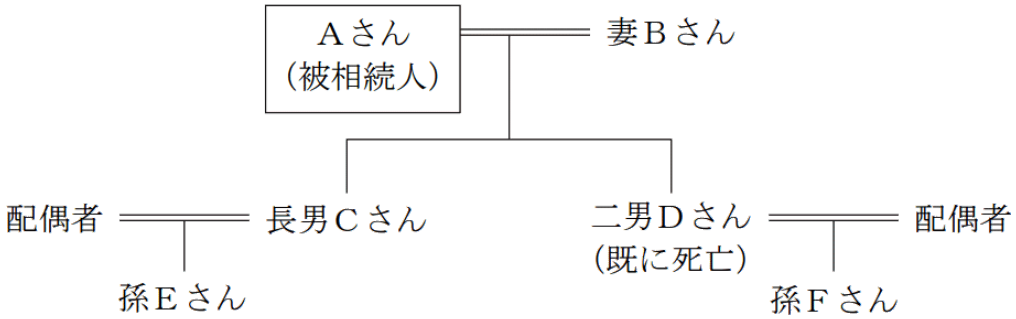

＜各人が取得する予定の相続財産（遺贈やみなし相続財産を含む）＞

① 妻Bさん（78歳）

現金および預貯金 … 3,000万円

自宅（敷地330㎡） … 2,000万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の金額）

自宅（建物） … 1,500万円（固定資産税評価額）

死亡保険金 … 1,500万円（契約者(=保険料負担者)・被保険者はAさん、死亡保険金受取人は妻Bさん）

死亡退職金 … 3,000万円

② 長男Cさん（53歳）

現金および預貯金 … 8,000万円

X社株式 … １億2,000万円（相続税評価額）

※相続税におけるX社株式の評価上の規模区分は「中会社の大」であり、特定の評価会社には該当しない。

③ 孫Eさん（18歳）

現金および預貯金 … 2,000万円

④ 孫Fさん（21歳）

現金および預貯金 … 3,000万円

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続等に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I.「Aさんが2024年分の所得税および復興特別所得税について確定申告書を提出しなければならない場合に該当するとき、相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から（　①　）カ月以内に準確定申告書を提出しなければなりません」

II.「配偶者に対する相続税額の軽減の適用を受けた場合、妻Bさんが相続により取得した財産の金額が、配偶者の法定相続分相当額と１億6,000万円とのいずれか（　②　）金額を超えない限り、妻Bさんが納付すべき相続税額は算出されません」

III.「仮に、妻Bさんが自宅の敷地および建物を相続により取得し、相続税の申告期限までに自宅の敷地を売却した場合、当該敷地は、特定居住用宅地等として小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けること（　③　）」

〈語句群〉

イ．３　ロ．４　ハ．10　ニ．少ない　ホ．多い　へ．ができます
ト．ができません

《問14》 Aさんの相続等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「孫Eさんは、相続税額の２割加算の対象になりますが、孫Fさんは、二男Dさんの代襲相続人ですので、相続税額の２割加算の対象にはなりません」

② 「X社株式の相続税評価額は、原則として、類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式により評価されます。そのうち類似業種比準方式は、類似業種の株価を基に、１株当たりの『配当金額』『取引金額』および『簿価純資産価額』の３つの要素から算出します」

③ 「相続税の総額は、各相続人の実際の取得割合によって計算されますので、分割内容によって異なります」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問15》 各相続人は《設例》の記載のとおり、相続財産を取得した。Aさんの相続に係る相続税の総額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

	妻Ｂさんに係る課税価格	（　①　）万円
	長男Ｃさんに係る課税価格	□□□万円
	孫Ｅさんに係る課税価格	2,000万円
	孫Ｆさんに係る課税価格	3,000万円
（ａ）相続税の課税価格の合計額		□□□万円
	（ｂ）遺産に係る基礎控除額	（　②　）万円
課税遺産総額（（ａ）－（ｂ））		□□□万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Ｂさん	□□□万円
	長男Ｃさん	□□□万円
	孫Ｆさん	（　③　）万円
（ｃ）相続税の総額		（　④　）万円

＜資料＞相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10%	－
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円
30,000	～	60,000	50%	4,200万円
60,000	～		55%	7,200万円

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	① ハ　② へ　③ リ
問2	① 768,865(円)　② される　③ 1,159,759(円)
問3	① ○　② ○　③ ×　④ ×
第2問	
問4	① ×　② ×　③ ×　④ ○
問5	① 7.31(%)　② 28.42(%)
問6	① ×　② ○　③ ○
第3問	
問7	① ○　② ○　③ ×
問8	① 30(万円)　② 143(万円)
問9	① ○　② ○　③ ×
第4問	
問10	① 520(㎡)　② 1,950(㎡)
問11	① ×　② ○　③ ○
問12	① ×　② ×　③ ×
第5問	
問13	① ロ　② ホ　③ へ
問14	① ○　② ×　③ ×
問15	① 8,000(万円)　② 4,800(万円)　③ 1,415(万円)　④ 6,770(万円)